

松山地方裁判所委員会（第35回）・松山家庭裁判所委員会  
（第34回）議事概要

1 日時

令和2年9月15日（火）午後1時30分から午後3時30分まで

2 場所

松山地方裁判所大会議室

3 出席者（地裁委員及び家裁委員につき五十音順，敬称略）

（地裁委員）梅本幸作，大熊伸定，海津祐司，片上裕治，小山浩史，鈴木静，  
竹本道代，長井基裕，牧賢二（委員長，家裁委員長兼務）

（家裁委員）小倉健嗣，小佐井良太，小林保一，高桑リエ，高橋隆司，  
武智俊和，寺田利彦，福永宏，牧賢二（委員長，地裁委員長兼務）

（事務担当者）二宮英範地裁民事首席書記官，玉井恒司郎地裁刑事首席書記官，  
奥野浩一首席家庭裁判所調査官，山崎健次家裁首席書記官，宇都  
宮英樹地裁総務課長，神野彰家裁総務課長

（オブザーバー）近藤英彰地裁事務局長，前田正之家裁事務局長，成野泰慎地  
裁総務課課長補佐

4 議事（■委員長，□委員，○事務担当者）

（1）松山地方・家庭裁判所長あいさつ

（2）地・家裁委員の自己紹介

（3）新型コロナウイルス感染防止に伴う業務継続等に関する説明

ア 宇都宮地裁総務課長による説明

国内で初めて新型コロナウイルスの感染者が確認された令和2年1月16日から同年5月31日までの全国，愛媛県及び裁判所における主な動向について，説明した。

イ 二宮地裁民事首席書記官，玉井地裁刑事首席書記官，山崎家裁首席書記官及び奥野首席家庭裁判所調査官による新型コロナウイルス感染防止に伴

う業務継続についての説明

緊急事態宣言下において、延期又は継続した業務や感染防止対策等について、民事事件、刑事事件、家事事件、少年事件及び調査官調査事務別に説明した。

(4) (3)についての意見交換

□ 継続業務と停止業務の選別は、松山地家裁独自の判断なのか、あるいは全国一律に通達のようなものが出され、それに従ったのか。

他県では傍聴者数の制限もされていたと思うが、松山地家裁ではどうしたのか。

電話会議は、どういった場合に利用されたのか。

在宅で可能な業務とは、どういったものか。

○ 継続業務とするか停止業務とするかについては、あくまでも各庁の判断で行った。

傍聴席数については、感染拡大防止のため裁判官の判断により減らしている。民事事件の場合、もともと傍聴希望者が多い事件では傍聴抽選を行っているが、感染拡大防止のために減らした傍聴席数を前提に傍聴抽選を行うか否かを裁判官が判断する。傍聴抽選を行った事件は2件あった。

電話会議は、民事訴訟法において弁論準備手続で、従前から利用されていたが、感染拡大防止のために積極的に活用された。

在宅勤務については、その実情は各部署によって異なるが、裁判官以外の一般の職員には事件記録を持ち帰ることを認めていないこともあり、事務処理手順の確認や資料の読み込み、法律改正に関する勉強等を行わせた。

□ 当社の場合、緊急事態宣言下では、東京に限らず県外からの入館をすべて止める等基本的に県外からの入館には非常にナーバスになっていた。裁判所の性格上、弁護士、証人、傍聴人と様々な方が来庁されることから、一律の制限は難しいと思うが、何か規制をしていたのか。

- 裁判の期日自体は取り消したが、それ以外の書類の提出や来庁される方の制限はしていない。
- 全国で感染者が出始めた以降、松山地裁では裁判員裁判が行われておらず、来月（10月）に裁判員裁判を実施する予定であるとのことだが、これは当初からもともとこの期間中に審理を予定していなかったのか、それとも審理を延期していたものを来月に行うことにしたのか。
- 今回、10月に行われる裁判員裁判は、審理を予定どおり進めた結果この時期になったものであり、特に新型コロナウイルス感染症の影響ではない。
- 実際に期日を取り消したり縮小したりすることで、申立人や関係人からクレームがあったり、何か影響はなかったのか。
- 民事事件については、期日の取消しに対して、なぜ実施してくれないのかと述べる方もいたが、丁寧に説明して御理解いただくよう努めた。
- 家裁での期日の取消し等については、概ね御理解いただけたと考えている。もちろん実施してほしいという御意見や、今後どうなるのかといった反応があったとは聞いているが、ことさらに御不満を述べられたということとは聞いていない。
- 弁護士をしていて、期日の取消しについては、特に家事調停事件で依頼者の方からもう少し何とかならないかという声があった。特に離婚で親権に争いがある事案や面会交流がうまくいっていない事案、子の監護者指定・引渡しを求める事案、婚姻費用の分担請求の事案等が先ほど裁判所からの御説明もあったとおりに影響が大きかったように思う。

中でも特に、家裁調査官の調査を必要とする事案で、調査を待って次の期日を入れる予定にしており、もともと期日が通常より先になっていたところ、その調査自体すぐに行うことができず、期日が更に3か月くらい先に変更になり、少し当事者の方がストレスを感じている場面があった。

家裁調査官の調査自体については、先ほどの家裁調査官の悩みをお伺いしてそのとおりだと思った。家裁調査官も裁判所の皆様もいろいろと工夫を凝らして対応をされているということがよく分かった。

家事調停に行くと、最近はかなり広い部屋で換気もしながら、机をもう一つ間に挟んで距離をとりながら行われており、また、本日の委員会ではアクリル板が設置されていて、感染防止に配慮されていると思う。現時点でどの程度アクリル板を用意しているのか、また、今後調停等の一般の方が参加する事件において、アクリル板を設置する予定があるのか伺いたい。

また、今後、松山で行われる裁判員裁判に当たって弁護人にはマスクの着用を要請されるのか。表情も言いたいことを伝えるための要素の一つではあると思うので、マスクではなく、せめてフェイスシールドの使用を認める等の対応が必要ではないか。たしかにこの点は、個別の裁判官の訴訟指揮に関する問題だとは思いますが、何か考えていることがあれば伺いたい。

民事裁判手続のIT化におけるフェーズ1の運用について、先日、最高裁から運用未開始の37地裁の本庁においても、特段の支障が生じなければ、今年の12月中旬に開始予定との連絡をいただいている。弁護士会が予想していたよりもかなり早い時期の導入だとは思ったが、新型コロナ対策の関係で、IT化を積極的に進めていく方向になるのかについても伺いたい。

- 家事調停の関係については、委員の話にもあったように、当事者の方には、期日の取消し等で非常に御迷惑をお掛けし、大変申し訳なく思っている。一方で非常に困ったということは職員の耳には届いていないが、そういった考えや気持ちをお持ちだろうということは重々承知している。家事調停においては、先ほどお話があったように、できるだけ広い部屋を使って感染防止に努めているが、アクリル板や飛沫防止シート等の設置はしていない。広い部屋を使用することで、ある程度距離がとれており、換気を

十分に行うことによって今のところは問題はないと考えているが、今後必要であればアクリル板や飛沫防止シート等の対策をとることも検討したい。

○ 裁判員裁判の法廷でのマスクの着用については、職員にはマスク着用を徹底しているが、弁護人に対しては個々の裁判体の判断ということになる。フェイスシールドの件についても、やはり裁判官がどういう判断をするかというようなことに尽きると考えている。

■ 民事裁判手続のIT化については、裁判官の委員に回答をお願いしたい。

□ 御質問内容をもう一度確認したいが、フェーズ1が12月中旬開始ということで、これがコロナ対策にどういう影響があるかということか。

□ 例えば、これもおそらく個々の裁判官の判断になると思うが、今回のコロナ対策ということで、なるべくリモートで、という方向性があるかと思うが、それもあって、裁判所としてはより一層フェーズ1の導入に積極的になり、個々の事件において個々の裁判官がより積極的に導入しようという方向になるのかという趣旨の質問である。

□ 基本的にはこのIT化は、コロナ対策と必ずしもブッキングしないものとして導入が早められたという経緯がある。基本的には裁判体の個別の判断ということになると思うが、その個別の判断の中で、そういったコロナ対策という観点からウェブ会議を積極的に活用するという選択肢も排除はされないと思う。基本的には裁判体の判断であるが、活用はいろいろあってもいいと思っている。

■ 先ほど、実際に担当された事件で裁判所から期日を変えることでかなりそれについて当事者本人がストレスをお持ちになったという話があったが、その際、裁判所から期日変更についておそらくいろいろ説明させていただいたものと思う。その説明はどうだったか、その説明で十分だったのか、もう少し配慮や説明をしてほしかった等、何かそのあたりの要望や問題点のようなものの御指摘があれば伺いたい。

□ 状況はもちろん想像してこちらでも理解できるし、先ほど述べた私が担当した事案では、担当の家裁調査官からいろいろと丁寧な御説明は受けたので、私からそれを踏まえて依頼者に説明した。依頼者の方も、もちろん頭では分かっているが、どうしても気持ちの問題が、というところがある。

先ほどアクリル板の導入に関してお伺いしたが、今どうしても広い部屋とか間隔をあけて行うとなると、調停の期日が以前よりも少し入りづらくなっているような気がして、特に調停は関与者が多いので、もともと日程調整をするのも難しい面があるように思い、アクリル板等が導入されればもう少し部屋の稼働率が上がって期日ももう少し早く入り当事者のストレスも軽減するのではないかと思ってお伺いした。

■ このような御意見をいただいているので、それも踏まえて今後の運用について工夫していくということを検討していきたい。

□ 最後に御説明があった家裁調査官の調査について、やはりどうしても調査の性質上密になりやすい構造があり、その対面によって得られる情報とリモートで得られる情報の質や量に差があるという点は、御説明のとおりだと思った。これに関して、そういうことがあるので、どういう形であっても工夫しながら対面調査を維持する方向で検討するのか、それとも、リモートを活用して、対面での感染防止を予防する方向にウエイトをおいて行いたい、例えば設備的に難しいからそれはできないということがあるのか、得ようとする情報と対面又はリモートで行うこととの関係について、補足していただきたい。

○ 実は具体的にそこまでの議論は、まだ進んでいない。あくまでも従前の構造を維持したいということだけではなく、これからの在り方ということで、対面しないで行うことも含めて、例えば、電話や書面でのやり取りも含めてどういう調査方法が可能かというところが今検討されている。この点、調査内容にもよってくると思う。単純な問いと答えで済むのであれば、

そんなに対面に固執する必要はないのかもしれないが、何か説得的に働きかけてとか、気持ちを調整するとか、その辺の微妙な調査になってくると、対面でなければ難しいと個人的には思っている。ただ、まだ具体的にどういう場合にこうする、というところまでは議論が進んでいない。

□ 裁判所の詳しい法律や審理の具体的な例等には詳しくないが、お話を聞いていて、我々の立場から見たら不思議だったのが、リモートやデジタルという言葉が説明の中に少なかったと思う。今後、経済団体ではウィズコロナ、アフターコロナに向けて、やはりデジタル化は外せないと考えている。そういったデジタルトランスフォーメーションということでそのデジタル技術だけではなく、働き方とか組織の在り方とか人の価値観とかが変わってくる中で、デジタルについては、我々もどういうふうに取り組んでいったらいいのかというところがある。今回新しい政権においてもデジタル庁を新設して、そこをターゲットに絞って詰められるのではないかと思っている。なかなか裁判という面ではかなり厳しい面や制約も当然あるかとは思いますが、何か事件なりデジタル法務行政なり裁判所におけるデジタル化ということについて、現実的にかなり難しいところはあると認識してはいるが、現時点で何か方針があったら教えてもらいたい。

□ 家庭裁判所の裁判官として、裁判所の説明でリモートやデジタルという言葉の説明が少なかった、という御指摘について、まさにそのとおりだと思うところがある。その点、御説明をさせていただくと、裁判の手續の基本的な理念として、口頭主義や直接主義があり、民事裁判でも刑事裁判でも、法廷において直接話を聞くことを基本理念としているので、どうしても手續上、裁判所に来ていただいて、相対して直接お話を聞くというのが手續の基本原則で、これはかなり大事な原則ということになっている。そこで、電話等の対面しない形で話を聞くのは、主と従でいうと従で、例外的なものになる。また、家事事件でも伝統的に期日にお越しいただいて、

膝を突き合わせてお話を直接聞くというやり取りの中から、お互いに信頼関係が生じ、最終的にはそれが解決に結びつくというものが積み重なってきた面がある。

今回コロナウイルスの蔓延という状況が短期間に拡大して、その中でどのように対応するかという非常に難しいところがあったかと思うので、現状から見ると、やはりリモートやデジタルというところの対応が十分ではない、遅れている、説明が足りないというのは、まさに御指摘のとおりだと思います。

裁判所の方でも今回の事態の発生を受けて、今までの伝統の積み重ねや守らなければならない基本原理を守りながらも、どうやって今の状況に対応していくか、柔軟に対応できる場所はどこなのか、既存の制度の仕組みの中で対応できるとしたらどのような方法かということ、まさに検討しているところである。また、それとともに、IT化の関係などでは、これ自体はコロナの影響で始まったものではないが、そういったものを活用して、新たな訴訟や調停の仕方を、裁判所の中で全国的に検討しているところであると御理解いただきたい。

□ デジタル化について、マイクロソフトの teams を使うという話が進められていたかと思うが、新型コロナの前にはさんざん言われていたのに、ぱたっとその話が聞こえてこなくなったように思う。現時点でどうなっているのか。

地裁や家裁、民事や刑事といろいろと説明を聞いたが、言っていることは密になると危険だ、できるものとできないものがある、できるものは感染対策をとってやる、できないものは延期する、というもので、結局どれも同じようなことを言われていたと思う。いわゆる「横串」を刺してどうすべきかを相談した上で行ったのか、そういった整理ができていたのか、今後に向けてその整理に基づいて同じようなものは同じ方法でやっていく

のか。先ほど裁判官ごとや各部ごとで判断して、といった話があったが、非効率のような気がした。同じような話をそれぞれがばらばらに聞いて、それは大変だというしかないというのが感想である。「横串」を刺すという点について、どのように考えているのか。

□ teams は、松山では12月中旬くらいから本格運用になるので、ウェブ会議の中で teams を使ってウェブ会議等の争点整理手続を行う予定になっている。東京や大阪等の大規模庁では、既に今年の2月から teams を使ったウェブ会議が運用されている。ただ、それについて全国的な周知が足りないということを改善しなければいけないと思う。

○ 先ほどの「横串」の点については、裁判官の訴訟指揮にかかわる事項もあるが、そのような御意見があることは承りたい。

□ 「横串」の話について補足すると、それぞれ小さな組織で一生懸命考えることもいいが、同じようなことであれば、相談すればより良い解決策があるかもしれないと思う。今説明を聞いた中で似たような話の繰り返しだったので、最初にきちんと相談していれば、それぞれが悩まなくてよかったこともあったのではないかと、あるいはこれはできるかどうか全く分からないが、設備の流用等について、同じようなことで悩んでいる他部署と相談してもよかったのではないかと、その方が効率的でより良い結果が出たのではないかと、これからもそうした方がよいのではないかと。

□ 今話を前提に裁判官として申し上げると、まず庁レベルの話では、庁によって法廷の大きさや収容人数の違いがあり、また、いわゆる三密を避ける感染防止のためには、どのくらいソーシャルディスタンスを図ればいいのかというのは政府からも出されているところなので、そういったことを踏まえながら庁ごとに判断されていくものと思っている。そして、庁の内部でどうしていくかという点になると、基本的な発想は、その庁の中である程度事実上共有されていると思う。ただ、基本的には、事件の性質に

合わせて、個々の裁判体の判断によっていくということになってしまうと  
思っている。

お話にもあったように、ある程度最大公約数的な共通認識というのはで  
きていると思うので、そういった方向性でやっていく、それでまとまるよ  
うであれば具体的に行うというやり方も検討してもいいと個人的には思っ  
ている。

- 裁判所の業務の仕方として、裁判官の独立、裁判官の判断の独立という  
ことがあり、裁判所はどうしてもこの意識が強いので、それぞれの裁判官  
の判断ということで、横の統一的な取扱いということが妨げられる部分  
があるのが問題の一部ではないかと思った。

ただ、今回の対応について説明者それぞれが話をしたが、実際にはいろ  
いろな取扱いをするにあたって、そもそも他のところではどうしているか  
という情報を収集しその情報を共有した上で判断しているので、それなり  
には情報の共有化を図りながら、それぞれが判断するというところだけは  
守っているということが実際のところであると思う。

しかし、委員がおっしゃられたように、より共有化ができる部分がない  
か、あるいはもっと共有化していくことができないかということを検討し  
ていくことは、今後考えていかなければいけないと思っている。その点は  
参考にさせていただきたい。

- (5) 新型コロナウイルスをめぐる裁判所の広報について、宇都宮地裁総務課長  
及び神野家裁総務課長による説明

- (6) (5)についての意見交換

□ ホームページのレイアウトに問題がある。ホームページには継続する業  
務が記載されているが、一番に知りたいのは中止されている業務について  
ではないか。また進捗情報がすぐに見えるようなレイアウトにすべきでは  
ないか。

- 裁判所の広報は裁判所に興味がある人だけに見てもらおうのか、それとも広く裁判所を知ってもらうために作っているのか。より広く知ってもらうためにはホームページで待っているのではなくて、ツイッター等を使って発信したらどうか。ホームページのレイアウトも、重要な部分が下の方に載っているが、最近ではパソコンだけではなくスマホで見る人も多いと思うので、下の方だとスクロールしないと見えないのではないかと。
- 採用等の情報ではフェイスブックを利用しているが、各庁においてツイッターやフェイスブック等の利用までは進んでいない。ホームページのモバイル対応は既にできているので、スマホ等でも簡単なレイアウトで見られるようになっているが、更なる工夫を検討していきたい。
- 裁判所のホームページは、誰を対象としているものか。
- ホームページの対象者は、裁判に関わっている方や訴訟を考えている方等、これから裁判所を利用しようとしている方を対象としている。
- ホームページをどのような方がどのような目的で閲覧しているかは分からないが、変更点や重要な要素をアナウンスされているのは良いと思う。これらに加えて、初めて裁判所を利用しようとする方が安心して裁判所に来られるように、裁判所独自のコロナ対策をもっとアピールしてもよいのではないかと。
- いただいた御意見を参考にして、より広く広報できるように取り組んでいきたい。
- プレスリリースを行った結果はどうであったのか。家庭裁判所で業務縮小中に相談のために来庁した方へウェブサイトを見たかという案内をしたか。
- プレスリリース後に報道各社からの問合せがあり、翌日の新聞、テレビで報道された。業務縮小中に来庁した方へウェブサイトを見たかどうかの確認はしていない。状況を説明し普段より短い時間で御案内することにつ

いては御理解いただいたと考えている。

- スマホで裁判所のホームページを見たが、最高裁判所で作られているためか問合せ先に松山地裁や松山家裁の表示がなかった。電話番号等の連絡先も載せていないのか。
- ホームページでは最高裁判所から各裁判所へリンクする方式をとっており、電話番号はそのリンク先での御案内となるため、ダイレクトにはたどり着きにくいと思う。
- 委員の皆様からいただいた意見を踏まえて、今後の広報の在り方を検討していきたい。

(7) 次回期日及びテーマについて

ア 地方裁判所委員会について

令和3年4月21日(水) 午後2時30分～

裁判所における採用広報について

イ 家庭裁判所委員会について

令和3年2月1日(月) 午後1時30分～

成年後見制度の利用促進に向けた関係機関等との連携について